

がん対策推進協議会専門委員会設置要綱

平成22年12月10日
がん対策推進協議会決定

1. 目的

平成19年4月1日に施行されたがん対策基本法第9条第1項に基づき、がん対策推進基本計画が閣議決定された。この基本計画は、長期的視点に立ちつつ、平成19年度から平成23年度までの5年間を対象としている。

平成22年6月には基本計画に定める目標等を確実に達成するため、進捗状況を把握することが極めて重要との考えから、専門家及び関係者、がん対策推進協議会の意見を聴きながら中間報告書を作成したところである。

今後、基本計画の見直し等を検討する上で、俯瞰的かつ戦略的な検討が必要で、極めて専門的な知見を要する分野については、がん対策推進協議会の下に専門委員会を設置することとする。

2. 構成

- (1) 各専門委員会の構成員は8人以下とする。
- (2) 各専門委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、協議会委員の中から会長が指名する。

3. 検討事項

新たなるがん対策推進基本計画のための各専門分野に関する検討等。

4. 運営

各専門委員会の庶務は、健康局総務課がん対策推進室が行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長と健康局長と協議の上、定める。